

昭和三十一年大蔵省令第三十五号

別紙第二号書式

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十三条第二項の証票の書式を定める省令を次のように定める。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十三条第二項の証票の書式を定める省令を

第二項の証票の書式は、別紙第一号書式とする。ただし、同法第二十六条第二項の規定により同法第二十三条の規定による職権に属する事務を都道府県の知事が行う場合における同法第二十三条第二項の証票の書式は、別紙第二号書式とすることができる。

別紙第一号書式

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十一年法律第百七十九号）第二十三条第二項の証票の書式とする。ただし、同法第二十六条第二項の規定により同法第二十三条の規定による職権に属する事務を都道府県の知事が行う場合における同法第二十三条第二項の証票の書式は、別紙第二号書式とすることができる。

表 面
----- 6. 5センチメートル -----
第 号
年 月 日発行
官 職 氏 名
年 月 日生
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十一年法律第百七十九号）第二十三条第二項の規定による職権に属する事務を都道府県の知事が行う場合における同法第二十三条第二項の規定による検査員の証
年 月 日まで有効
各省各庁の長

裏 面
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十一年法律第百七十九号）抜すい
第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期すため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
備考 用紙は厚質白紙とする。

(第1面)

第 号		立入検査等をする職員の携帯する身分を示す證明書	
職 名		写 真	
氏 名			
生年月日 年 月 日生			
年 月 日交付			
年 月 日限り有効			
都道府県知事 団			

(第2面)

この證明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。	
法令の条項	該当の有無
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律 第179号）第23条第1項	

- (備考) 1 この證明書は、用紙1枚で作成することとする。
 2 法令の条項の欄に、この證明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「-」を記載すること。
 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

附 則
 この省令は、公布の日から施行する。
 (施行期日)
 (令和二年一二月四日財務省令第七三号)

- 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、第二十条及び第三十六条の規定は、公布の日から施行する。
 (経過措置)
- 2 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。
 (経過措置)
 この省令は、公布の日から施行する。
 (施行期日)
 (令和三年一〇月一二日財務省令第七二号)